

東上野四・五丁目地区地区計画の都市計画手続きについて

1. 経緯

平成 28 年 3 月	「東上野四・五丁目地区まちづくりガイドライン」策定
平成 30 年 6 月 1 日	都市計画審議会 素案報告
平成 30 年 6 月 15 日	交通対策・地区整備特別委員会 素案報告
平成 30 年 7 月 29,30 日	素案説明会

2. 素案説明会

開催日時

第 1 回：平成 30 年 7 月 29 日（日）午前 10 時 区役所 1001 会議室

第 2 回：平成 30 年 7 月 30 日（月）午後 7 時 区役所 1002 会議室

参加人数

第 1 回：40 名

第 2 回：19 名

主な意見

(1) A-1 地区の開発について

- ・具体的な整備イメージやスケジュールを示してほしい

(2) 帰宅困難者支援について

- ・A-1 地区の開発の中で受け皿を作してほしい

(3) A-2 地区西側道路について

- ・拡幅の時期を示してほしい

(4) B 地区東西方向道路の歩行空間拡充について

- ・新たに壁面の位置の制限を指定する際には、事前に計画を示してほしい

3. 原案について（別紙 1、別紙 2 参照）

< 主な事項 >

土地利用の方針

- ・区域を A-1・A-2・A-3・B 地区に区分し、それぞれの土地利用を明確化

地区施設

- ・公共公益施設へのアプローチ道路の拡幅（区画道路 1 号・2 号）

建築物等の用途の制限

【A 地区全域】

- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 6 項及び第 9 項に該当する性風俗関連特殊営業
- ・倉庫業を営む倉庫
- ・ガソリンスタンド

【A-1・A-2 地区の 1 階、A-3 地区の昭和通り、浅草通りに面する 1 階部分】

- ・住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿（共用部分、駐輪場、駐車場を除く）

壁面の位置の制限

- ・拡幅を行う区画道路 1 号及び区画道路 2 号沿いに 2m 壁面後退の制限
- ・区道下第 170 号線の区役所沿いに 4m 壁面後退の制限

壁面後退区域における工作物の設置の制限

- ・壁面後退した部分に、歩行者の通行を妨げる工作物の設置を制限

建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限

- ・建築物の色彩や屋外広告物の形態、意匠を街並みの景観に調和したものとする

4 . 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 10 月 下旬	都市計画法第 16 条に基づく原案の説明会及び 公告縦覧（2 週間）、意見書の受付（3 週間）
12 月 中旬	都市計画法第 19 条に基づく都知事協議
平成 31 年 1 月～2 月	都市計画法第 17 条に基づく案の公告縦覧（2 週間）、 意見書の受付（2 週間）
2 月	都市計画審議会付議・答申
平成 31 年第 2 回定例会	建築制限条例改正